

原料用酒類移出承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、原料用酒類を移出することにつき承認を受けようとする場合に提出してください。
- 2 「移出酒類」の「その他の区分」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 果実酒については、次の区分によりそれぞれに掲げる事項を記載してください。
 - イ 酒税法第23条第3項第2号の果実酒のうち、酒税法第43条第1項第6号《混和承認》の規定による酒類の保存のためのアルコール又は焼酎（酒税法施行令第2条に定めるものに限る。以下同じ。）を混和していない果実酒については、「A果実酒」と記載してください。
 - ロ 酒税法第23条第3項第2号の果実酒のうち、酒税法第43条第1項第6号の規定による酒類の保存のためのアルコール又は焼酎を混和した果実酒については、「B果実酒」と記載してください。
 - ハ 酒税法第23条第3項第2号の果実酒のうち「B果実酒」以外の果実酒で、かつ、アルコール又は焼酎を混和する余裕のある果実酒については、「C果実酒」と記載してください。
 - ニ イからハまでのいずれにも該当しない果実酒については、「D果実酒」と記載してください。
 - (2) リキュールについては、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものであるときは、その旨記載してください。
- 3 「摘要」欄には次の事項を記載してください。
 - (1) 2の(1)のロの「B果実酒」については、酒税法第43条第1項第6号の規定により混和したアルコール等の混和割合（混和後の果実酒のアルコール分の総量に対する混和したアルコール等のアルコール分の総量の比率によりパーセント位未満第2位以下を切り捨てて第1位とする。）を記載してください。
 - (2) 2の(1)のハの「C果実酒」については、既に混和したアルコール等があるときは、そのアルコール等の混和割合（混和後の果実酒のアルコール分の総量に対する混和したアルコール等のアルコール分の総量の比率によりパーセント位未満第2位以下を切り捨てて第1位とする。）並びにそのアルコール等を混和する前の果実酒のアルコール分を記載してください。
 - (3) 2の(3)のリキュールのうち米を原料とした合成清酒の原料とするものについては、米 1,000kg当たりのリキュール（香味液）の製成数量（製成後アルコール及び水等を混和したものであるときは混和後の数量とする。）をリットル位未満を切り捨ててリットル位まで記載してください。
- 4 アルコール分及びエキス分は、度位未満第2位以下を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 5 ※印欄は記載しないでください。
- 6 申請書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。